

(別表1)

事業継続力強化支援計画（第2期）

事業継続力強化支援事業の目標									
I. 現状									
(1) 地域の災害リスク									
(洪水：ハザードマップ)									
広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び尾道市のハザードマップによると、当商工会の御調地域（御調川周辺）に立地する市街地において、広い範囲で浸水が予想されており、最大10m以上の浸水が想定されている区域も存在する。									
■洪水ポータルひろしま									
https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapShinsui.aspx									
■尾道市洪水ハザードマップ									
https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/hazardmap/map.html?lay=saigai-02									
(土砂災害：ハザードマップ)									
広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び尾道市の土砂災害ハザードマップによると、当会地域一帯は、山間部・島嶼部とともに、土地が急峻で平地が少ない地形であるため、土石流・急傾斜による土砂災害警戒区域等が海岸線まで広く存在し、そこに事業者の多くが集積している。									
■土砂災害ポータルひろしま									
https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx									
■尾道市土砂災害ハザードマップ									
https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/hazardmap/map.html?lay=saigai-01									
(地震：地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書)									
国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は時間の経過とともに高くなっています。今後30年以内にM9.0の地震が60~90%程度以上の確率で発生すると予想されています。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、M6.7～M7.4クラスの地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予測されており注意が必要である。									
■南海トラフで発生する地震									
https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaike/k_nankai/									
■広島県地震被害想定調査報告書(R7.10最新版)									
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html									
県の報告書によると、尾道市では地震による人的・物的被害は下表のとおり想定されている。(被害が大きい南海トラフ巨大地震及び、どこでも起こりうる尾道市直下の地震について示した。)									
想定地震	建物被害(棟)			人的被害(人)			ライフライン被害		
	全壊 棟数	半壊 棟数	焼失 棟数	死者	負傷者	要救助者	断水 人口	下水道 支障	停電 軒数
南海トラフ 巨大地震	2,735	10,361	18	1,008	974	943	75,160	2,682	2,928
尾道市直下 地震	17,147	62,401	285	409	3,323	－	196,524	14,775	5,728

■ J-SHIS 地震ハザードステーション: 下表のとおり本会3ヶ所では30年内／震度5弱確率が高い。
<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>

30年、50年地震ハザード		30年	震度5弱	79.9	30年	震度5弱	88.4
超過確率の値[%]	震度5強		88.6	震度5強		震度5強	73.3
今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	震度5強	30年	74.3	震度6弱	12.3	震度6弱	36.1
	震度6弱		38.5	震度6強	1.0	震度6強	5.8
	震度6強		6.7	3%	6弱(5.8)	3%	6強(6.1)
震度の値	3%	30年	6強(6.1)	6%	6弱(5.6)	6%	6弱(5.9)
	6%		6強(6.0)	2%	6弱(5.9)	2%	6強(6.2)
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	2%	50年	6強(6.2)	5%	6弱(5.7)	5%	6強(6.0)
	5%		6強(6.1)	10%	6弱(5.6)	10%	6弱(5.9)
	10%		6弱(5.9)	39%	5強(5.2)	39%	6弱(5.5)
	39%		6弱(5.5)				
本所 (向島町)		御調支所 (御調町)		瀬戸田支所(瀬戸田町)			

(津波：ハザードマップ)

広島県の公表している「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び尾道市のハザードマップによると、南海トラフ地震による津波が1.4mと予想。最悪で、最高津波水位3.5mの津波も予想されており、農林水産・各種商工業への甚大な被害が予想される。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■尾道市 (Web版) 津波ハザードマップ

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/hazardmap/map.html?lay=saigai-07>

(高潮：ハザードマップ)

広島県の公表している「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び尾道市のハザードマップによると、高潮により各地域沿岸部で浸水が予想されており、向島町地域及び瀬戸田地域では、5.0mを超える浸水が予想されている地域もある。沿岸部には住宅・商工業者が多くあり、台風時等において広範囲で甚大な被害が予想される。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■尾道市 (Web版) 高潮ハザードマップ

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/hazardmap/map.html?lay=saigai-05>

(感染症)

新型インフルエンザは、10～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナ感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していないウイルスの出現により、全国的に急速にまん延し、市民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。

■内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

■尾道市新型コロナウイルス関連 (最新情報)

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/19/30489.html>

(その他)

平成30年7月の西日本豪雨災害において、当商工会地域一帯においても、多数の被害が発生し、農林水産・各種商工業への甚大な被害があった。また、御調支所管内においては、御調川が氾濫し、市街地での浸水が見られた。さらに、尾道管内にも大きな被害があった。加えて、上下水道にも大きな被害があり、復旧までに1～2ヶ月を要したという状況であった。

(2) 商工業者の状況

①尾道しまなみ商工会地域の事業者数（※実会員数にて掲載）

【表1：商工会実態調査における事業者数5年きざみでの対比】

	令和2年4月	令和7年4月	対比	増減数
商工業者数	1,446	1,505	104.0%	+59
小規模事業者数	1,303	1,408	108.0%	+105
※実会員数	840	866	103.0%	+26

(表1) 尾道しまなみ商工会管内では、商工業者数は令和2年と令和7年対比すると全て増加している。特徴として、管内小規模事業者数の増加比率が高く、その増加要因から当会会員事業者増加に繋がっているものと推察される。

※実会員数=総会員数-定款会員数-特別会員数

②当会の会員数における業種別の商工業者

【表2：尾道しまなみ商工会会員ベースの商工業者等の業種別割合（令和7年4月現在）】

商工会 管内	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	サービ ス業	その他	合計
会員数	134	193	25	145	87	22	192	98	896

(表2) のとおり、建設業（15.0%）、製造業（21.5%）、卸売業（2.8%）、小売業（16.2%）、飲食業（9.7%）、宿泊業（2.5%）、サービス業（21.4%）、その他（10.9%）となっている。

基幹産業の造船等、製造業がトップで、ほぼ同じくサービス業、その後に小売業と続く。

※会員数 896 には定款会員 30 者を含む。ゆえに実尾道しまなみ商工会会員数は 866 者である。

(3) これまでの取り組み

1) 尾道市の取り組み

①地域防災計画の改訂

・尾道市防災会議により、毎年、国の防災基本契約や県の地域防災計画の改定を踏まえ、必要な改訂を行っている。

②防災訓練の実施

・防災予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定し実施している。

③情報伝達

・T V 放送（ちゅビ com おのみち含）、ラジオ放送（エフエムおのみち含）、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、防災速報メール（登録制）、尾道防災アプリ、広報車や消防団による広報等の利用により、速やかに尾道市民に周知している。

④災害協定の締結

・県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応するとしている。また、専門的な知識、施設、設備を有する民間事業者との協定締結により、官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

⑤防災組織の整備及び自主防災組織の育成、指導

・災害時における被害の防止または軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民または施設の関係者らによる自主的な防災組織の組織化を継続支援している。

⑥防災リーダーの育成

・自主防災活動に係る人材を確保するため、尾道市民の防災士資格取得を支援するなど、防災リーダーの育成を図った。

⑦防災備品の備蓄

・食料、毛布などの物資を市内各地域の指定避難場所等に分散備蓄を行った。

⑧Web 版ハザードマップの作成・情報提供（2024（令和6）年から新たに開始）

・インターネット上の地図を使ったハザードマップであり、紙のハザードマップではできなかつたことも WEB 版ではできるように改良している。

（1）地図の拡大・縮小 （2）住所検索 （3）表示情報の選択 （4）印刷範囲指定

⑨尾道市国土強靭化地域計画（令和3年1月策定）の改訂（最新：令和7年3月改訂）

・当計画は、大規模自然災害から市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民生活・経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国・県の施策との連携を図るとともに、市民、事業者等との連携により、強靭な地域づくりを推進する取り組みを実施している。

2) 当会の取り組み

第1期計画期間において、管内全域で甚大な自然災害等は皆無であったものの、猛威を振るった感染症による事業継続危機に対し下表①の取り組みに注力した。

【①当会における新型コロナウイルス感染症にかかる各種事業者支援対応状況まとめ】

No.	支援メニュー	内 容	支援者数
1	持続化給付金	コロナ禍での事業存続危機への売上補填	68者
2	事業復活支援金	〃	100者
3	小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別・低感染リスク)	R2 以降のコロナ禍における感染対策やポストコロナへの取組等	38者
4	その他国・県・市制度	月次支援金、感染対策助成金、家賃支援給付金、飲食店向け感染防止補助金、その他	多数

②管内事業者における防災意識高揚のため「事業継続力強化計画」策定支援 : R3~R7 で 2 件認定

③広島県、尾道市が開催する事業継続 (B C P) セミナー等への参加協力

④広島県中小企業共済協同組合と連携した火災共済等の加入促進

※なお、第1期計画で主であった「事業継続力強化計画」策定支援件数は計画目標計 100 件に対し実績 2 件 = 2% と大幅に下回っている。要因として①当計画策定重要性の認知不足と②職員の支援時間確保難が大きな問題と考える。

★年度別事業継続力強化計画策定支援件数一覧表

項目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度 【4 月~7 月現在】
目標件数	20	20	20	20	20
実績件数	0	0	1	1	0
達成率	0%	0%	5%	5%	0%

ゆえに上述①②への対応策は次期計画において重要な課題だと捉えている。

II. 課題

現状は、自然災害等においては、商工会の B C P マニュアル、事業継続力強化支援計画は策定しているものの、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、災害時の具体的な協力体制や運用ができていない。加えて、平時・緊急時のいずれの場合においても対応できるノウハウをもった職員、リスクマネジメントとしての共済・保険に対する助言を行える職員の不足、人事異動による認知不足等、絶対的なマンパワー不足が大きな課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。速やかに感染拡大防止に対処できるよう、組織内の体制や、関係機関との連絡体制の構築が求められる。

平成 30 年の豪雨災害では、当会管内で約 64 者が被災し、尾道市をはじめとする各種団体等と連携して各種被災地型支援に取り組んだが、災害から 6 年が経過し、事業者の危機意識と被災経験が薄れる中で、事業継続力強化支援計画策定等の話を進めるも反応が鈍く策定件数が伸び悩んでいる状況である。今後は、より丁寧な説明やフォローによって、着実に計画策定へと繋げてゆく必要がある。

【第1期計画を踏まえた優先すべき具体的な課題】

- 「事業継続力強化計画」策定にかかる重要性の認知度向上を図る
- 「事業継続力強化計画」策定支援にかかる職員の支援時間確保とスキル向上を図る

III. 目標

- ①地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。（※郵送のほか、当会HPや当会公式LINEアカウント配信を活用し周知方法の多様化を図る）
- ②管内事業者における事業継続力強化計画（簡易BCP）策定支援件数増加に注力する。
なおマンパワー不足解消のため、各種専門家派遣制度を活用しながら策定支援を実施していく。
- ③発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と尾道市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ④発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングが無いことから、「海外発生期」、「国内患者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染拡大期」と区分し）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制と関係機関との連絡体制を平時から構築する。

【成果目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業継続力強化計画普及推進事業者数	8者	8者	8者	8者	8者
うち事業継続力強化計画策定事業者数	4者	4者	4者	4者	4者

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（第2期）

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と尾道市の役割分担、体制を整理し、両者が連携のうえ、次の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・令和2年に作成した「尾道しまなみ商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」について、感染症発災前後の外部環境変化を踏まえ、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。（令和7年6月改訂版作成済）

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や尾道市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、BCPに積極的に取り組む管内事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業所BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ各種支援策を提供し、オフィスの換気や蔓延防止設備の導入、テレワーク実現のためのIT環境整備等の促進を支援する。

2) 尾道しまなみ商工会事業継続計画（BCPマニュアル）の改訂

- ・当会の「尾道しまなみ商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」（令和2年11月1日作成）には、感染症対策が記載されていないため、その対策を加える。また、災害時に速やかに行動ができるようコンパクトで実のある内容に更新し、職員に周知する。（※別添のとおり）

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合や全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外にも対象とした啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ啓発ポスター掲示依頼や、セミナー等の共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・第1期計画においては、平成30年7月の豪雨災害時の支援事業者フォローを中心に実施した。第2期計画では新規の事業継続力強化計画策定事業者支援を優先し、策定前後のフォローとともに策定必要性認識を高め、未策定事業者にも波及するよう継続支援を実施していく。

【目標数値】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業継続力強化計画策定事業者数	4者以上	4者以上	4者以上	4者以上	4者以上
フォローアップ回数	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上

※フォローアップ回数：事業継続力強化計画策定支援事業者数×3回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、尾道市との連携ルートの確認等を行う。訓練は「尾道しまなみ商工会事業継続計画（当会BCPマニュアル）」に沿って実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。次に、安否確認（安否報告）を速やかに行い、そのうえ商工会資産を保護し、支援体制の早期構築を図る。さらに当会BCPマニュアルをもとに、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡をする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・当会事業継続計画（第2版BCPマニュアル）に記載のとおり、「安否確認サービス2」等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と尾道市とで共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、尾道市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と尾道市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と尾道市は以下の間隔で被害情報を共有する。

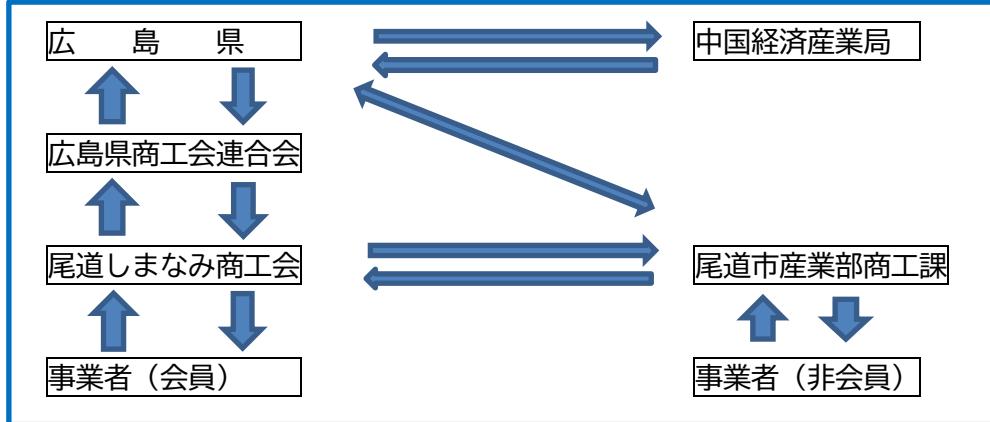
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地区での活動を行うことについて決める。
- ・当会と尾道市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算

定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、尾道市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報方針に基づき、当会と尾道市が共有した情報を広島県の指定する方法にて当会又は尾道市より県へ報告する。
- ・下図のとおり情報共有または報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について尾道市と相談する。(なお国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確保された場所においては、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施設(国や広島県、尾道市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援施策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

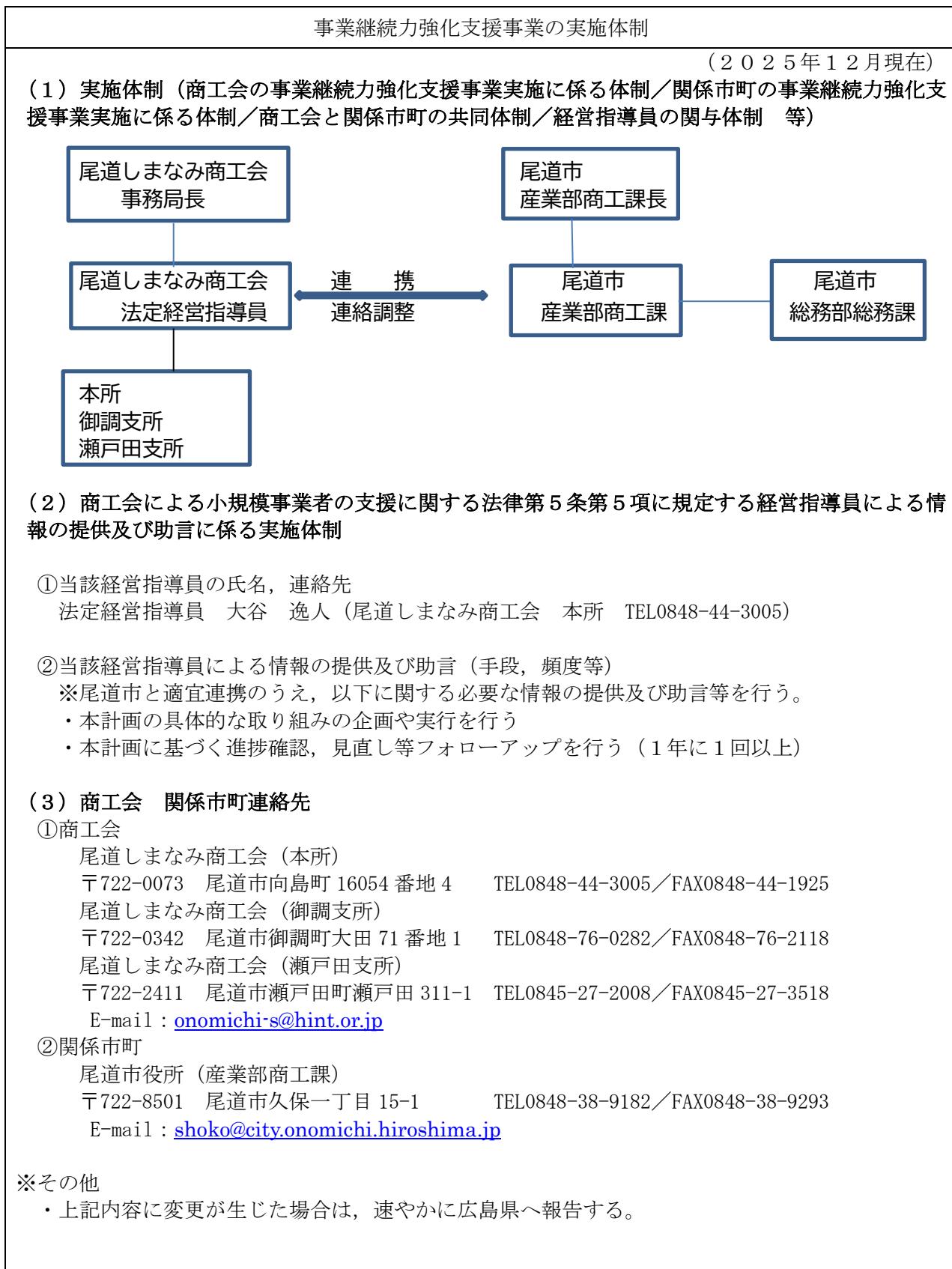
- ・広島県及び尾道市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や尾道市、広島県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100
・消耗品、事務費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・尾道市補助金・広島県補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし